

令和8年5月8日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和8年第1回

杵築市議会臨時会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 28 号 令和 8 年度杵築市一般会計補正予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 7 年度杵築市一般会計補正予算（第 12 号）
）
－ 議 案 書 3 ペ ー ジ －
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 7 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補
正予算（第 5 号））
－ 議 案 書 4 ペ ー ジ －
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 7 年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算
（第 3 号））
－ 議 案 書 5 ペ ー ジ －
- 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
（杵築市税条例の一部を改正する条例）
－ 議 案 書 6 ペ ー ジ －
- 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
（杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例）
－ 議 案 書 15 ペ ー ジ －

報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
（杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例）
－ 議案書 18 ページ －

報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
（杵築市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）
－ 議案書 21 ページ －

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和7年度杵築市一般会計補正予算（第12号）・・・別冊

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和7年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第5号）・・・別冊

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和7年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

・・・別冊

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

杵築市長 永 松 悟

杵築市税条例の一部を改正する条例

杵築市税条例（平成17年杵築市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条

第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）並びに第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第5条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第5条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第5条の3の2第1項」を「附則第5条の3第1項」に改め、同条を附則第5条の3とする。

附則第6条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第5条の3の2第1項」を削る。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項

中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定

める割合は3分の1とする。

附則第8条の3第1項第1号、第2項第1号、第4項第1号、第5項第1号及び第6項第1号中「名称」の次に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を加え、同条第7項中「河川法（昭和39年法律第167号）第6条第2項（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）」を「令附則第12条第17項」に、「高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた」を「従前の」に改め、同項第2号中「構造及び床面積（法附則第15条の8第4項第1号に規定する特定居住用部分以外の部分を有する家屋にあつては、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び特定居住用部分の床面積）」を「及び床面積」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同項第1号及び同条第9項第1号中「名称」の次に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を加え、同項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第1号中「名称」の次に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を加え、同項第5号及び同条第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同項第1号中「名称」の次に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を加え、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

る法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する同令第4号様式による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第14条から第14条の5までを削る。

附則第14条の6の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項

を削る。

附則第14条の6の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第14条の7第3項第2号及び第15条第3項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第15条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第17条第5項第2号、第17条の2第2項第2号、第17条の4第2項第2号及び第17条の5第3項第2号中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第1項」に改める。

附則第17条の6第2項第2号及び同条第5項第2号中「、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項」を「及び第5条の3第1項」に改める。

附則第17条の7第2項第2号中「、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項」を「及び第5条の3第1項」に改め、同条第5項第2号中「附則第5項第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「附則第5条第1項及び第5条の3第1項」に、「、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項」を「及び第5条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の

杵築市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和７年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２ 令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項において「旧法」という。）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３ 平成３０年４月１日から令和８年３月３１日までの間に旧法附則第１５条の１１第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

２ この条例の施行の日前の３輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

３ 令和７年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

杵築市長 永 松 悟

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例

杵築市税特別措置条例（平成17年杵築市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第3項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

報告第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 5 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

杵築市長 永 松 悟

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成26年杵築市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表備考4中「附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

杵築市長 永 松 悟

杵築市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(杵築市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 杵築市国民健康保険税条例（平成17年杵築市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改める。

第24条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

(杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年杵築市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定（同条に1項を加える部分に限る。）中第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第24条第1項の改正規定中「同条第5項」の次に「本文」を加え、「キ及びク」を「キからケまで」に改め、「得た額」の次に「（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号の改正規定（同号に次のように加える部分に限る。）中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について70円

第24条第1項第2号の改正規定（同号に次のように加える部分に限る。）中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について50円

第24条第1項第3号の改正規定（同号に次のように加える部分に限る。）中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について20円

第24条第3項に2号を加える改正規定中「2号」を「3号」に改め、同改正規定に次のように加える。

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て

支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の杵築市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

